



松村春輔編輯
 近世櫻田紀聞
 初輯

下

^ 13
 4252
 2



へ13
4252
2



春雪 奇談 近立櫻田紀聞卷之二

東京寄留

松村春輔綴

丁ほ
184(2)



第四回

介程きやうぢやうの故將軍家定公きんさきの遠あうみ薨去かうきよ在ありせしまの期まに
 く不審ふしんの所ところへあつと彦根中將ひこねちゆうじやうの密ひそく小探索せうたんさくあ
 りしまと素もとより浮説うきせつを信容しんように讒訴ざんそを容ゆるみ中
 將ちゆうじやうが權断けんだん決けつしけん這回こゝ一橋刑部卿いちばしやうべいけいを養君やうきみ小
 立たんと議論ぎろんを主張しやうぢやうせしまし方々かたがた其他不審あやふしの廉れん

嬰日記聞下

010189041905

ある者を悉く幽閉せんと第一水戸老彦を駒籠
 の邸に蟄居し尾州越前土佐伊達ハ各家を其の嗣
 子に譲りて別邸に隠居せしめ一橋殿の登城
 を禁ぜらる其の他佐倉上田の両閣老石河本郷の
 兩參政并又奥醫師の岡樂仙院多紀樂春院等を
 始りて或は役を召放され或は禁錮せしむる
 之の一百餘名に逮びしとぞ
 是より嚮水戸老彦の彦根中將が幕政を恣み

て外國と條約を結び且つ 朝廷を輕視なり更ふ
 尊攘の念なきを深く歎かせたまふそのかゝる家臣を
 一々竊らふ 勤王の公卿と謀り幕府を大いに補
 けんし只管心を碎きあふよきと京師に於ても幕
 吏自儘の所置を行ふ 趣旨をも遵奉せざれば輕
 蔑の舉動ありしは深く憤ふらせ給ふより報國
 盡忠の公卿方を密らよ召させあふ折かゝる此時
 関白尚忠公九條 あり正しく后妃の御實父より

嬰日巳間下

二

ませどの當春佐倉侍従が登京の砌幕府の意
 應トらるゝを疑ひ思ひ召さるゝが故ふ此公を除
 かせられ近衛左府公、鷹司右府公、一條内府公、三
 條前内府公、二條丞相卿を連署めく水戸老侯ふ
 内旨とあり其文畧して左ふ記す
 近頃幕吏等 朝議を俟ず條約を結び且つ親藩
 を擯斥する等甚ど物議を察せざる者あり今強
 虜外ふ在り廟謨斯の如し 聖念復一日を安ん

ぜす宜しく夫れ幕府を輔け外夷を攘ひ衆望ふ
 副へて以て 聖念を慰せよとの御内旨あり
 餘て此頃京師ふ在住せし水府の臣鶴飼吉左工門
 其子幸吉の兩個を密使として八月初旬小伴の内
 旨を以てして京師を発し日を経て東武ふ赴
 きつ駒籠の邸ふ着して竊う小詔書を捧ぐと
 老侯の歡び大方ありて疾あぐらふ押頂さ開
 ち有難く奉戴ありと一は是を漏聴く忠臣等ハ

いよく志しを慣ふして俱ふ勤王の御為め此
 一身を抛つとも老疾を輔けまわらせんと茲に到
 て水府の者を一撤心とぞ做りたりける悠り程
 小彦根中将みぬ斯る更にとや何らんかと敏より
 注意りつ其臣長野主膳に命じ京師の事情を
 探らせし主膳竊りし周旋して内旨の下る所
 以を知り且つ水戸家の臣安島帯刀とり入る所の
 一橋殿を嗣君小做さんと鷹司家の家臣小林民

部大輔及び官女村岡等と相謀るの密書を手入れ
 其他朝紳の家士又々在京の儒者等這の回外来と
 條約の一条是咸大老の亡状と議合一朝論を煽
 動する輩の其名を挙げて委々内通せしが中
 將大いみ駭きて斯る重大なる勅書を輕輩乃
 手み取り扱せし公武確執の根を醸し國家の大
 変ふ速へると須更も忽がせみ為べかゞ直
 小閣老間部侍從詮勝を京師に登し所司代酒井



鶉飼
 前中納言
 内吉と
 捧ぐ



少将忠義及び内藤豊後守等と謀り這度内旨の
係りたる慷慨の士も亦も更あり一橋殿の嗣君の
夏小関せしもの然一層嚴密に探索し先づ第一
の鷹司近衛三條の三公を幽閉し彼の小林民部
大輔久我家の家臣春日讚岐守三條家の臣森寺
因幡守官女村岡水府の士も在京の鶉飼吉左
工門并み幸吉越前の藩橋本左内慷慨の浪士も
の頼三樹三郎梅田源次郎を始りて総て三十

餘名を捕縛し其の内みく有官の人を網棄物そ
の餘を鶉籠籠に打乗せし町奉行小笠原長門守の
役邸より直ち護送せしたり又東武もても
閣老参政町奉行等其の組子等も令を下し京師の
黨も一味せし其の嗣君の夏も預り輩嚴密に穿
鑿ありて水戸の臣安島帶刀曾我權右工門の臣飯
泉喜内鹿兒島の藩日下部伊三次を始りて二十餘
名を囚縛し各鞠問を遂げらるる裁許の沙汰も

櫻田巳月下

下

及むろく重きん死罪或ハ遠流輕きん追放不處せし
るゝその秋冬兩度みゝく數十名不及びしとぞ

第五回

余程不京師東武の慷慨有志を残りて縛不就くの
をわい水戸老侯の身の上を一層嫌疑すりそのら
彦根中將の募政より此年十一月不至り老侯の罪
を再び鳴らし終不水府の居城不幽閉し其の二男
慶篤八男則ち一橋慶喜卿をも幽閉做しけるみぞ

水府尾州の士民等を幕吏を罵詈止すして遂不憤怒
の餘りみや幕吏を斃し攘夷を做し精氣を朝廷
不貫通せん各得物の準備を做し同月下旬の
頃より下総の国小金ヶ原に屯集し既不椿事不做起
りやせん幕府の許より隣國の諸侯も駭き騷ぎ
しかど烏合の兵の常よりけん此支遂不瓦解して
間なく鎮靜なたりけし悠りし程不此稔も暮く
次の年安政七年不當りけし萬延と改元ありし

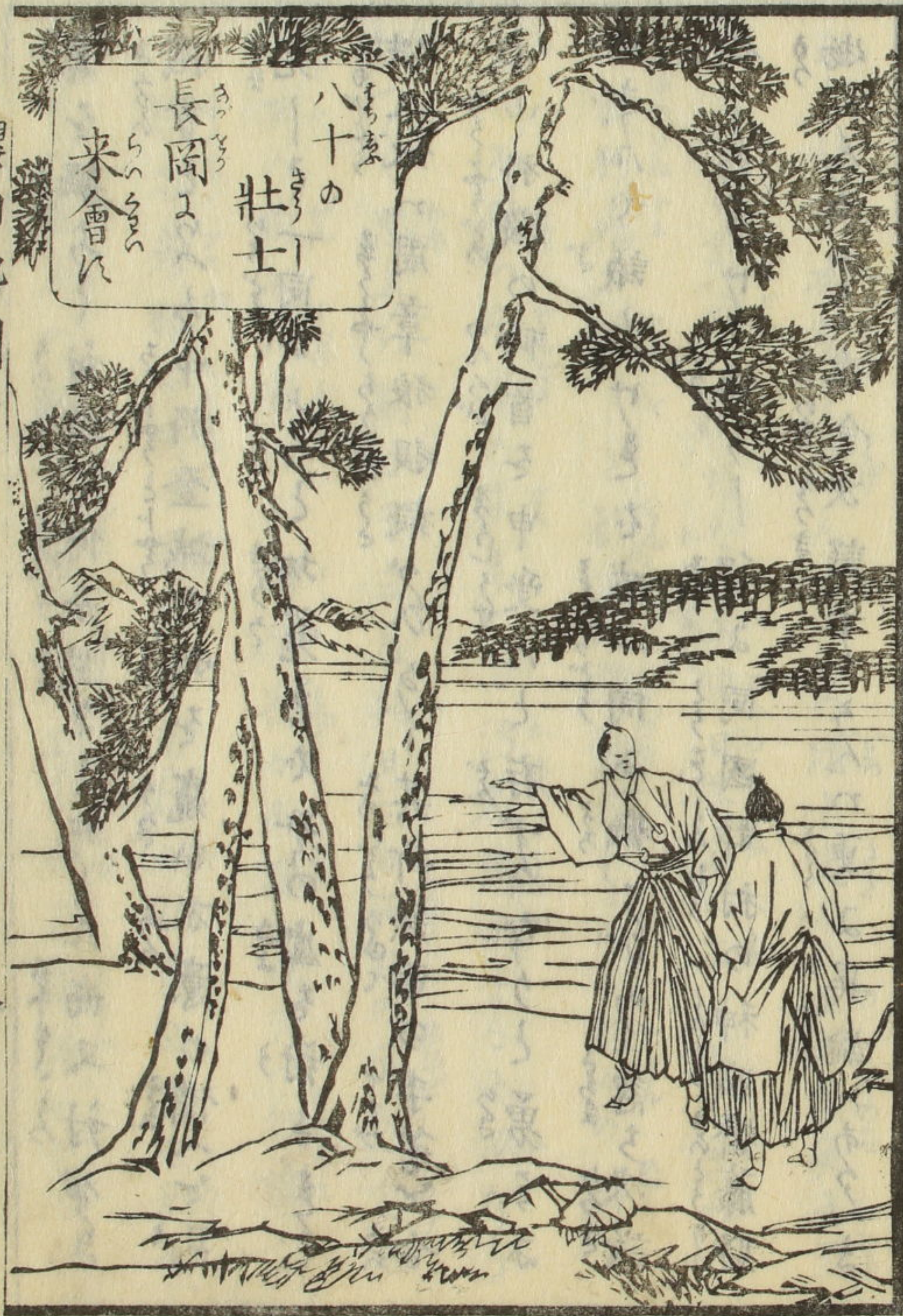
櫻田日記下

春はる亦また至いたり彦根中將の沙汰さたとして外國交易がいこくこうぎなれば就つ
 てて貨幣かひの釣合つひあひ宜よろしからずとて古金こきんの位ゐを騰貴とんきせ
 り然されを是これまじく一田いちでん融通ゆうつうなりたる保たもの字じ小判
 の忽たちち四田しでん餘あまの位ゐ不及おとび其他その他歩金ふきん又また至いたるまじく大約
 されぬ比較ひかくるれば一時いちじ小物價せうぶつば沸騰ふいとうして賤民せんみん是
 が為ために困苦くんくを増まし市街いちがい小苦情せうくじやうを演ゆる者もの喋々せつせつとして
 置おく這こも又また奇政きせいの一端いちたんももんと識者しきやの眉根まゆねを
 擧あげしとぞ介さうが程りやうの彦根中將ひこねちゆうしやうの威權いけん日ひも追おひて熾さかんぬ

るに専せんら幼主ちゆうしゆを輔佐ほさ倣なし慕威ぼゐを獨ひとり振ふるふふあり
 往古わうこ兼久けんきうの北條建武きたうけんぶの足利あしひが如ごとき送典きやうてんありと報國ほうこく
 有志ちゆうしの云いふも更さらふり実じつは水府すいふの臣家しんけふ於おてて奮怒ふんぬ
 不堪えんふ兼けん這この程りやうより密々みつみつ心を苦くるしめて奸吏けんしを斃なし
 老侯らうこうの耻はぢを雪ゆかん計謀けいぼうもがると區々まじまじ集合しうごふ倣なし
 中ちゆうに是これも亦また安政七年申あんせいしちねんしんの春はる萬延まんえんと改元かいげんありし年の春はる
 水府すいふの士族ししゆ八十餘やそじゆ個こ同國長岡どうこくちやうかうとりつる野のは集會しうかい倣なし
 一ひと専幕府せんぼくふの奇政きせいを論ろんし恣しふもして老侯らうこうの宿志しゆくしを

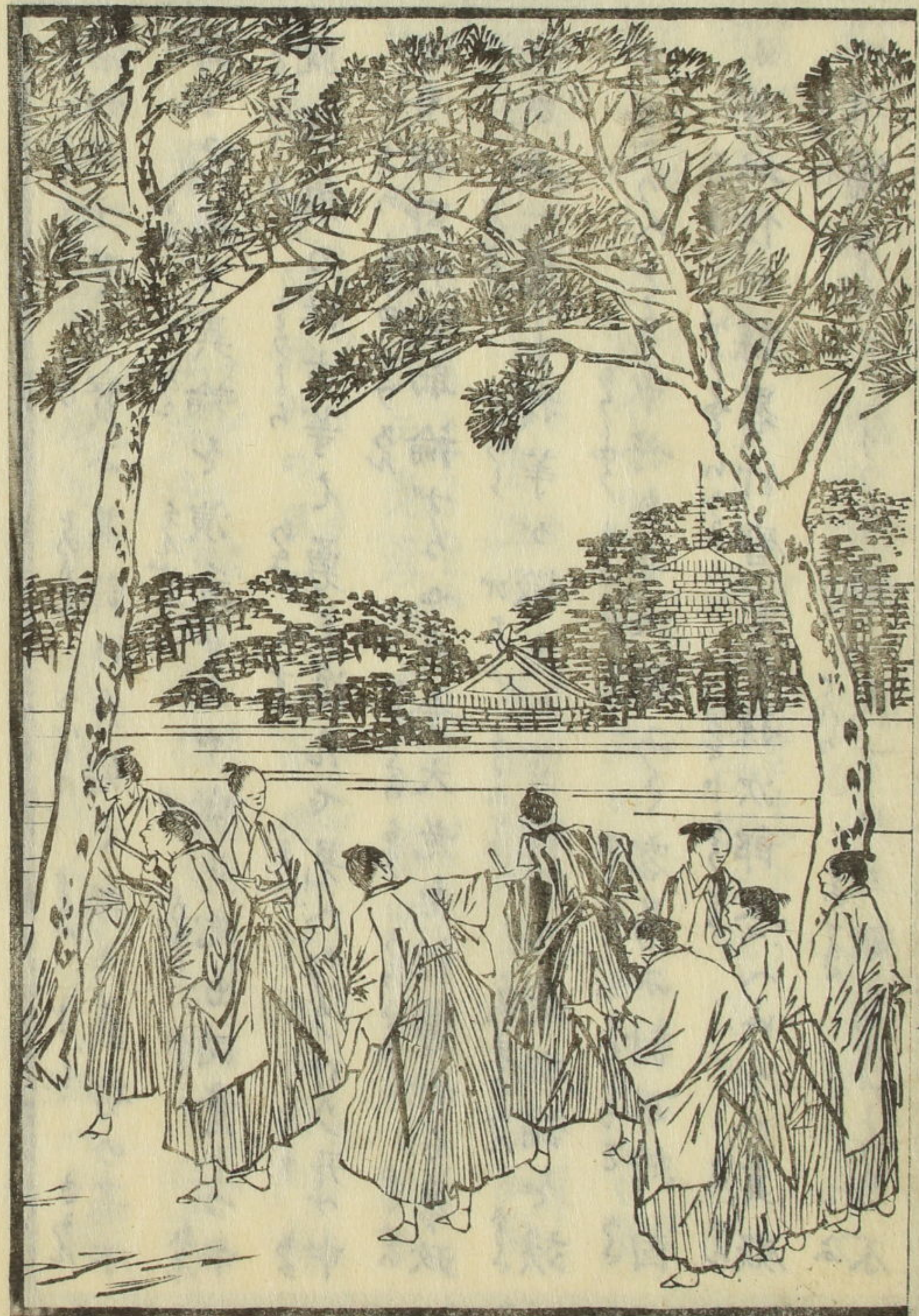
果さんとのをと俱ふ憤氣を會ひとり人ども誰あつて
 發語きりりのけりさる折柄金子孫次郎ひとりりとの
 衆み先んト論ずるやう我輩斯の如く集會做すも畢
 竟君主の耻を雪免且ツ 皇國の御為に粉骨細身
 做しつるも是咸元老彦根中將の慕政より起る所
 れを 皇國億兆の民み代り中將を討取る時の自
 然み幕吏も先非を悔悟し復晴天の光輝も拝せん
 諸君の賢慮什麼ぞと言葉清しく論ぜりみ八十餘

名の壯士等の實み其許の弁論と頗る義務の基本
 みろ維の異論を演舌せんや実み尤も同意しつ中
 就強氣の壯士等も勇を進んで見へたりけり并中
 みの佐野竹之助論ずるやう今大老を討斃せむ幕政
 大ひみ一變し我等が微忠の貫轍せん是亦論を疾
 ずとり人ども中將も亦大敵みろ容易に討取緯固
 かり此儀の謀畧什磨せん孫次郎答へけるの貴殿
 の準備さるるとなぐり譬へ天下の大敵ありとも不



八十の
長岡の
壯士
來會に

櫻田記
下



櫻田記
上

九

意を懸おろくうらむま討時を何条堅きとあんあ尚又討あるまき
 機き會あとあらあ中將登城の折を窺うひ不意の備へま見
 究ま一あ同あとあと切菟きをあ其あのあ虚あを討あとあまあく
 供人奴あの周章狼狽あ疑あがあひあ其折兼而の手筈あと合
 一あ中將殿の御首あを申受んと存あずあなりと勇あそあふ
 いあまあんで議あけあをあ咸あ一あ同あふ歡あてあびあつあ忽あち決あ議
 做あたりけりあ侍ありあ程あも同國靜村の神職齋藤監
 物ありあるあやあ唯あ今決あ議あするあるあ人あの更あ又異論あのあああんあき

ああるあ後あど本望あを遂あん日あの頃あと定あめん且あつ其あ庭あふ至
 うあて各々討死あの覚悟あなるあふ後日其名あの正あ一あああらあざあれば
 所謂あ豹死あふ等あ一あき乱臣あの所業あなるあんとあ並人あの許あを
 受あくる時あの千歳あの末あまであ汚名あ傳流あするあふ似あたり
 依あつあ思あふあ期日あを三月朔日三日兩日あの間あと定あめ
 各其あの前あ出府あ做あ一あ緯あを密々あ謀あるあべきあ勿論ああ
 り復あ各彦根中將あが罪科あをあげ止あむあと致あ得あむあ形あの
 如あきあ速あぶあの趣意書あを懐あみあ兼あく准備あせあずあんあを

あつて金くさずいざ維り趣意がきの文作倣いありるべし
と硯料紙をとつぐけきを佐野竹之助ひけりやう
物殿のりくろくどく其の書ふくて世人のそから幕吏
等緯を儲け出して我等を乱賊の臣とひぶきし是亦
足下の説の如く倣ひ文筆に听へ高き監物殿何卒
揮毫あるべし一同強く需むるも我を左の愚昧
の拙者あまども嫌讓ひ還而失敬ありと賒て認めたる
趣意がきの二集の録すをとりて茲に方きり倣て

まゝと監物の衆人みりたるやう斯の如きの夏件を謀り
俱ふ誓ひを結び一かゝり各誓紙に神文を認め血
判倣しつ當府中ふ宮柱太一く建せぬ荒高き別
雷神の寶前ふ捧げ奉らんと思ふあり各意恣にて
問ひ試みるふ咸然べしと答へけきを監物再び筆を
振ひ認めありたる神文を开が終寫して左に録す

神文

一 大老井伊掃部頭直弼八國法ヲ

大老井伊掃部頭直弼八國法ヲ

十一

守ラズ政道ヲ乱ス奸賊成ルニ依リ此
 度我等天下國家ノ為メ直弼ガ首ヲ
 討取ント誓ヒシナリ願フハ神助ヲ添
 サセ賜ヒ國賊タル直弼ガ首ヲ討取セ
 賜ヘ猶亦一同血判ノ上違背ノ者ハ可
 蒙住吉大明神吉田大明神別而當社
 別雷神ノ御罰ヲ者ナリ

安政七年庚申 二月日

八十餘連名血判

斯の如く神文を認め八十餘名血判をぞ倣したりは
 徳高橋多一郎のりるやう板這の神文と神前ふ
 奉納せんあ誰をく計らんと問ひけは監物
 答へりぬ鯉淵要人主とせ徳る作法は明るたなれ
 不鯉淵氏然るべきやう取扱ひあるべしと咸一同
 不頼とけるめを要人を委細心得て既ぬ神文を受取
 れを多一郎の金子二百匹を紙に包そ是ハ神文
 ふ添て奉納倣したりるべしと差出すめを鯉淵要

人々其伴の二色とを懐ふ納めりて飛ぶ如く
 別雷の神社へ参詣做し彼の二品を奉納し暫時
 祈念を凝らしてより長岡へ立ち歸るを咸々要
 人を務めしつ出府の準備を急ぐその別れを
 告げし歸るあり又残り居る行末を打語りける中
 ふ金子孫次郎がりんやう我等這度の夏件を起し
 一身を抛つる再び這の地ふ歸らんと素より堅
 き緯あるを丈夫一度誓つて復か人らずと古人の

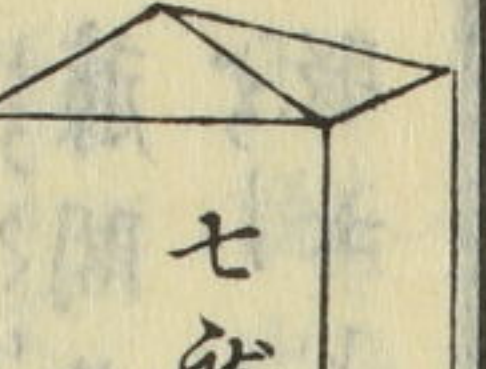
言葉を摸するなと松と再び歸らぬ印として茲地
 ふ一つの大杭我建而して東武ふ発せし一就れも
 怎よと私語は是又一つの興ともありある速よ計ら
 ひめりるべいと咸同音ふ促すも金子孫次郎の大
 いふよろまび之ぞ愉快の首途あくと速み長岡村
 の若者と喚集り方一尺丈一丈餘りの大杭我持未
 るみぞ孫次郎も其速うなる我賞美做しつ開ガ
 代料として金二四と遣りけるみ若者等の歡び



て押項きてぞ帰りーかを孫次郎と硯を取寄せ墨
くろくと摺出一いざ高橋氏此大杭ふ大字と認め
あつらべーと硯と筆成押進め只管とふく止まらざ
ねを高橋と大杭ふむくひツ書記す

大日本大小至忠招楠公魂表

大日本大小至忠招楠公魂表とぞ書附けらるる金
子孫次郎も大杭の横側よ



七度もつきかへりきく皇國成
まのり此魂となす舞文史男

教養

七度も生うりきて皇國成守りの魂とならん丈夫
男と和歌一首を書記したり這ち七生滅賊とりける
意味あるべし悠々此日の集會も夏果たるとい這み
居らんも易あは業あり各東武へ発足の準備を俱
にあさむやと宿所を差して立遣りける
附云水府の藩士等老侯み内旨の下り一時

幕府より閣老安藤對馬守を遣へし其内 旨
 を取らんとせし折ら中納言父子成教を奉
 幕使の内旨と還んと做しぬふ藩士等之
 拒む繼令幕使の命ありとも内 旨を
 渡す登りし強き 朝廷に還せし
 を宜しく直み之を奉還せしと決し安
 藤閣老の意に隨がらず遂に藩士等尾州の
 脱士と俱み下総小金ヶ原に屯聚せし嚮

小説出たる如くあるに烏合の兵を事なす
 ましてや其砌の老侯も太く駭かせたし親ら
 書を作りて論しぬふより藩士稍老侯の意
 又應じ半の鎮定するとりんども尚幕吏の酷
 薄を悪し長岡村に會するもの八十餘名彦根
 中將を狙撃せんと謀を決し神文を表し以て
 同志の誓を做せし期日の至るものぞ末ど
 機會又早しと云ひ或の妻子は別れんと衰

一と理を曲げて止まるもあり或ひは遠く病
 ひをりて期日経過す者ありて遂に盟約の
 如く東武に発し大義を挙るもの十八人
 とはいはりたり亦高橋多一郎其子莊左門金
 子孫次郎の三個人十八人の内ありてざれども
 是咸義に反せず櫻田の挙に會せしより
 も天下の功を倣ひたりと尚其の傳説の委し
 きに終り第二集に説分べし是より著を條下

八十餘名を反復して彼の十八名の事實のそ
 を綴りてなほ看官是を注意して讀せ
 たまへか

第六回

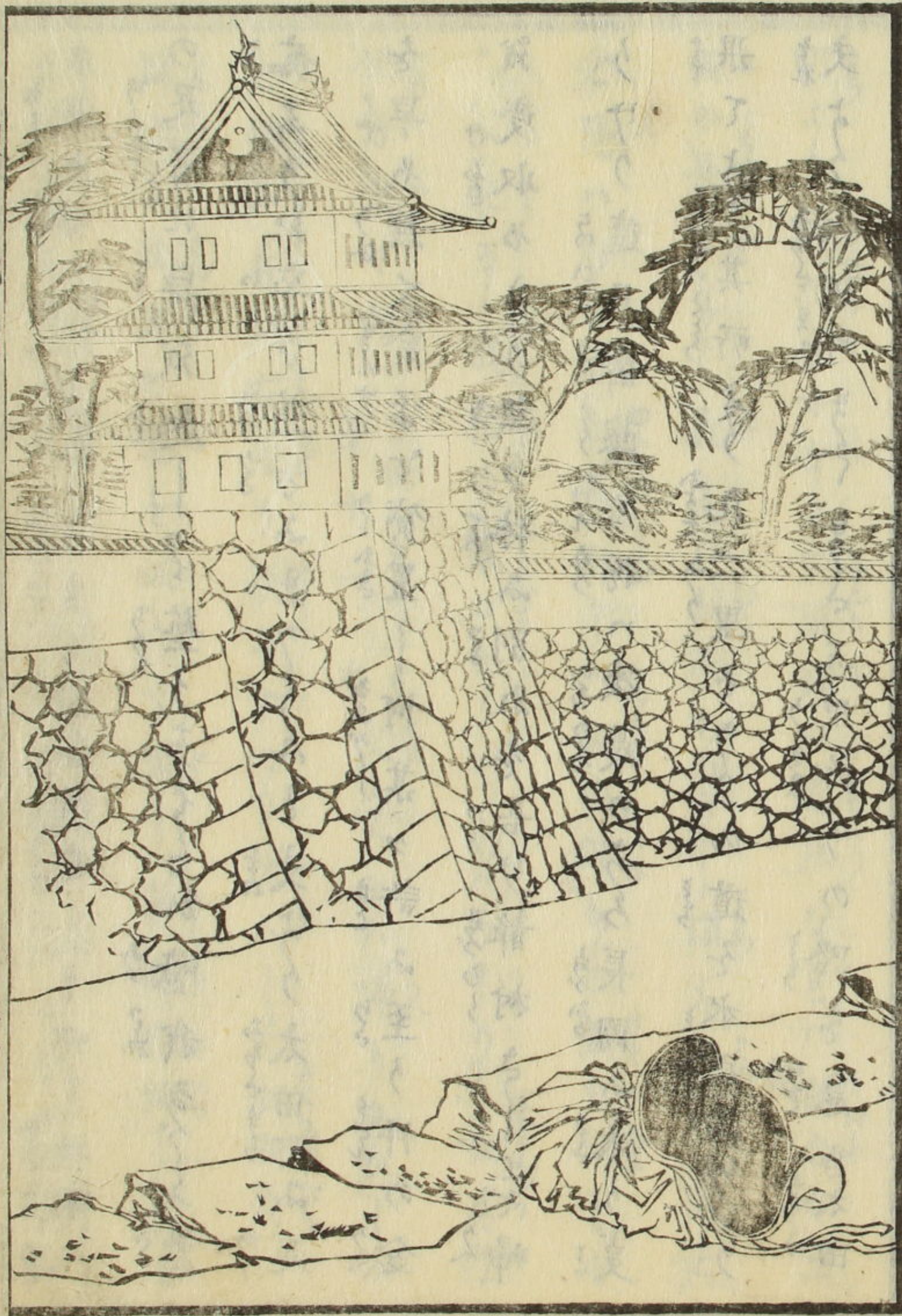
介程に静村の神官齋藤監物とりつる志津大
 明神の神職に神領二百石を賜りて家内優福
 小暮にけりて人と作りて秀才ありて且古今の
 群書を眼を矚りて頗る俠氣を帯たりけり然るも

今朝長岡村の集議ふも衆ふ先んト席ふ列あり漸
く緯の終るみ速び俱々退去倣一つる又監物の兼
而福優の人るもども這度出府をなげりる金
子の準備を倣さんせのをと路みき同志ふ別れ告
げ夫より太田町ある商人は兼く貸置一金子を
受取り路用の半に満せんと先づ水戸の城下み足
を早め既み府城の大手先は来り一りが老侯の
御居間の方み向ひ土地は座一ツ項天を下り其

所ふ居ますが如くふ一其夏は志津の神主もて
齋藤監物と申すそのあり叔這度の國家の為
め君の御為め又同志を語合江戸表へ罷出
大老井伊中將の御首を討取りまはさんと同志
不残らるは決一既み明朝より監物夏も御國
内を發足り一累年の御鬱憤を散トんの監物
等う微忠ももども御鴻恩の高きよ比すれを萬
歩の一ふも過ぎざらべ一と流石豪氣の丈夫男

櫻田日記

十九



櫻田巴町下

二



壘壁を
 隔る
 監物
 別々奉_り

櫻田巴町下

一

由 涙の袖を絞るり立去りがさ折しも何れ往來人
の足音に身起しつ壑うちちらひ噫我るが愚
痴あり死卒さ差方ふまうんと夫より太田町ふ足
を早も兼て金子と貸置し何某が許み至り件の金
を受取めさうり無き体ふ別れを告げ静村さうてぞ帰
りけり遠日齋藤監物の凌晨のあら長岡み来り夏
果てより其所より九二里をうりの道を水戸ふりり
夫より太田町まがまうり五里餘りの路を急き太田

町より静村までまうり三里餘の道法なまが都合十里
餘の長丁まうり我まが村みかへり頃春の日あま
と陽のなけて白暮淋し入相の鐘あき里も何とや
ら心托る我宿の裏口よりぞわたりり女房子
供も出で向へ子供に兄十三才父人み帰るあひり
と俱み喜び右左り袂みすがり大人しく扱女房の
監物に洗足の湯を汲んで出し草鞋の紐とくも
夫の足を洗ひ杯しき既み座敷み居るをわ女房

今日の草卧を慰さめ昼間準備や倣したりけん二
 種むりの肴をとり酒あてて薦めらみぞ監
 物の盃を採あげて親子四人の酒より小憂を
 りつ興しける悠り程ふ監物を兄ある子供を
 膝下みま移ぎつ聲をあげま云けりや其其先
 祖より累世此神の神職ふ社領二百石をありり
 て何不足なく過せし偏は國主の御鴻恩須彌山
 より猶高し然るも現今御老君あり井伊掃部頭

が慕政の為御慎しそを遊むさる君辱しえを
 受る時を臣死るの倣ひ我等袖手傍觀の不忠を倣
 さんや是ふよつて今夜より江戸表に発足あり掃部頭
 が首を討取んと既ふ八十餘名の同志の者と長岡の
 會議より堅く誓約ふまか直に首途の覚
 悟ふ決せり去る汝等も譬へるが元跡となる
 とも忠義の意を忘るべしだりや授けし書物
 をも能く覚へし忘るや其の書物ありしん

往昔漢の大舜とりんるもの壹人の親あり家の窮
 めて貧しけむを耕さざる今日を過す能はず
 耕せむ親の孝をすし事做しがごとと遂に耕す
 と成やめ孝養を尽せしを大象来つて是を耕
 し鳥も来りて芒りしとや汝等も能く大
 舜ふあしひ忠と孝と成忘るる亦我妻も今子供
 ら小論を如く能く子供らを養育做し當家の
 氏姓を續すべしと思ふに流涙做せしうが女房

子俱も一同の涙を暫時やまざりけむ憐てい果とと監
 物の再び心を採直し或は叱り或は解和三人と更ふ
 論をやう武士たるもの常多きを義と重んどの一
 身と抛ち名残末の世に残す時を這の上も多き面
 目あり某も此度掃部頭の首を討ち名を皇國
 に残すの誓い必ず歎くところん卒旅の調度を准
 備せよと獨意を敦圀ちける女房は是ぞ一世の
 別れみく哀しき旅の支度とて立も得まらず泣

伏しける監物左よそと思へども女々敷意をりごとく
同志の憶えく愧べきありと妻を叱りて漸々旅
の準備を急ぐせつ手早く支度を調のひて草鞋
乃紐あつくと結び最早発足の時刻も過さん同志
の無かー待あぶらめ随分無夏やと云ひ捨る外の
方にぞ出行ける女房子俱の三人の開か俣其所に
泣き伏しける憊々復監物の妻子の泣くと見向きも
やらず志津大明神へ参詣倣一厚望成就倣さ

りあ人と祈念あーつ暗の夜道を今朝も同志と
約諾あつる上総の國富津の港へ急ぎける
因ふり長岡ふ會同せーと上総の富津より
乗船より武州品川ふ涉らんと同志不残談合
せーるバ今監物も同夜衆ふ嚮んとこの富津
み至りしあり是より第二集ふ説出まへ佐野竹
之助が國を脱するの奇談と七回の始りみ著
蓮田市五郎が老母と姉とふ大事成隠し脱走

あきんと謀りしところ豈計らんや老母の早くも
 市五郎が這田の宿志我知り晴天白日は市五
 郎が隠居たる出府の緯を云ひいでしむぞ
 市五郎も老母の忠心を感し遂に同盟の宿志
 と語りしかむ老母の首途の印として種々を
 投へ尚も教訓を做せしとも珍らしむ語を
 ぞど免續ひく十五人が銘々の談にうづり
 遂ふ櫻田の變動も速ふ至るまじく委く真説

のそめて更ニ編者ガ作意を交へず者官第二
 集の市ハ發まる日を待く只管愛顧を願ふ
 ぬまん

兩亭中山信校合

官許

明治八年三月十九日

櫻雨園社中藏版



櫻田紀聞卷之二 終

武田傳右衛門

松村春輔著
近世櫻田紀聞

月岡芳年画

二編二冊近刻
三編二冊大尾迄

同
近世名家和歌集

近刻

同
近世名家詩集

同

天野八郎
因中遺稿
斃死体録

全二冊
近世

高富藍泉著
鮮齋永濯圖

此は戊辰後上野山内小中集せし彰義隊の脱兵力戦争に
始末と樹中めく著述也一面白き大珍書あり

明治八年五月刻成

京橋彌左衛門町

東京書林
武田傳右衛門發兌

乐亭

集卷了

卷